

新商品・サービス開発伴走型支援事業企画・実施業務 委託仕様書

1 業務名

新商品・サービス開発伴走型支援事業企画・実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から、令和7年3月31日とする。

3 履行場所

広島県内

4 業務目的

広島県は、県内産業の付加価値拡大や競争力強化に向け、創業まもない企業（個人事業主含む）の成長並びに中小・中堅企業等における新事業展開や第二創業を活性化することで、将来における地域の中核的企業を育成することを目指している。

しかしながら多くの県内企業等においては、自社製品の開発や新規事業への進出に取り組みたくても、時代のニーズを捉えたアイデアを考えて具現化し、商品として磨き上げ、市場に投入するまでに必要な知識や経験、人手が不足し、具体的な活動を進める上ではハードルが高い。

本業務はこうした課題を解決するため、アイデアや技術力を持つ県内企業等を対象に、新たな社会的価値の創造を後押しするプログラムを企画・実施する。

5 業務内容

(1) 対象企業

アイデアや技術力を有する県内企業等のうち、新商品・サービスの開発に取り組んでいる、もしくは取り組みを考えている事業者を応募企業の中から8社程度選定する。

(2) プログラムの実施要件

ア 期間

4ヵ月間以内

イ 会場・開催方法

会場は原則として「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」を利用すること。ただし、必要に応じ一部オンライン（併用含む）での実施も可とする。

ウ 実施事項

(ア) プログラムのコンセプト、キーメッセージの策定

(イ) 参加企業の募集に向けた広報戦略の策定・実施と広報素材の制作

(ウ) 新規事業開発※の一連のプロセスが習得できるワークショップの実施

※課題の整理や顧客の洞察、商品開発、価格設定やプロモーション戦略の立案等

なお、各プロセスのなかで優先順位を設定することも可能とする。

(エ) 一般公開による成果発表会の実施

※新商品・サービスの実現に向けたネットワークの構築に資するイベントとすること。

(オ) 受託者と参加企業のリレーションを高めるコミュニケーション体制の構築及びメンタリングの実施

(カ) プログラム期間中における映像コンテンツ（静止画・動画）の制作

※映像コンテンツに関しては、実際のプログラムの運営状況も考慮して、広島県と協議の上で制作すること。

エ その他

プログラムの実施に必要な備品等は、広島県と協議の上、受託者にて準備すること。

6 完了報告書の提出

受託者は、業務を完了した日から10日以内又は令和7年3月31日迄に業務完了報告書を提出すること。報告書には、以下の項目を含めること。

- (1) ワークショップ及び成果発表会の開催概要及び所見
- (2) 本業務終了後、本プログラムで制作した試作品が実際に販売されるまでの継続性や発展性に関する考察
- (3) 本事業の映像コンテンツのデータ
 - ・画角：16：9
 - ・解像度：1920×1080ピクセル以上
 - ・動画配信用の映像、音声に応じてテロップ等を編集した上で、MP4形式に変換し、USBフラッシュメモリに記録した原盤1セットによってデータを納品する。

7 留意事項

(1) 業務の履行

受託者は広島県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己のために利用することはできない。なお、委託業務終了後においても同様とする。

(3) 立入検査等

広島県は、事業の執行の適正を期するために必要があるときは、受託者に対して報告させ、又は事務所に立ち入り、関係帳票類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

8 委託料上限額

7,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 その他

業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項、情報セキュリティに関する特記事項及び本仕様書に記載のない事項又は業務上疑義が生じた場合は、広島県と受託者とで協議して業務を行うものとする。